

# 富士見町 補助金等見直し指針(案)

## 1 趣旨

補助金等は、町が公益上の必要性その他行政目的を達成するため、団体、個人、事業者、関係機関等に対して財政的支援または応分の負担を行うものであり、行政目的を効率的に実現するための重要な手段である。

特に補助金の支出は、地方自治法第 232 条の 2 に基づき、「公益上必要がある場合」に限り認められるものであり、負担金及び交付金についても、その支出目的、算定根拠、効果等について、住民に対する説明責任を果たす必要がある。

一方で、補助金等は、反対給付を伴わない支出または団体等への継続的な財政支出となる場合が多く、長期化・固定化しやすい。また、十分な検証が行われないまま継続されることにより、交付目的、負担割合、成果、使途等が不明確となる場合がある。このため、「富士見町行財政改革基本方針」と「富士見町行財政改革アクションプラン」に基づき、補助金等の交付に関する基本的な考え方を明確にし、透明性・公平性・有効性を確保するとともに、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分するため、本指針を策定し運用する。

## 2 補助金等の定義、分類及び見直し対象

### (1) 補助金等の定義

本指針における「補助金等」とは、町が公益上の必要性その他行政目的を達成するため、団体、個人、事業者、関係機関等に対して支出する補助金、負担金、交付金その他これらに類する支出をいう。

名称が補助金、負担金、交付金以外であっても、実質的に町が財政的支援を行うものまたは団体等の事業費・運営費等を負担するものについては、本指針の対象とする。

### (2) 支出名称による分類

| 分類名称         | 内 容                                             | 主な確認事項                           |
|--------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|
| 補助金          | 町以外の者が行う公益性のある事業、活動等に対し、町がその経費の一部または全部を助成するもの   | 公益性、必要性、公平性、補助対象経費、補助率、成果        |
| 負担金          | 法令、協定、規約、構成団体間の合意等に基づき、町が事業費または団体運営費等を応分に負担するもの | 負担の必要性、負担割合、算定根拠、町への効果、加入・参画の必要性 |
| 交付金          | 一定の行政目的を達成するため、町が団体等に対して使途または目的を定めて交付するもの       | 目的の明確性、使途の妥当性、成果、精算、繰越金          |
| その他これらに類する支出 | 名称にかかわらず、実質的に補助金、負担金、交付金と同様の性質を有するもの            | 実質に応じて判断                         |

### (3) 性質による分類

補助金等は、その目的や性質に応じて次のとおり分類する。

| 分 類 名 称 | 内 容                                             |
|---------|-------------------------------------------------|
| 制度的補助   | 法令や国・県の基準等に基づき補助、負担または交付するもの                    |
| 扶助的補助   | 国・県の給付事業の上乗せ支給または町単独で給付するもの                     |
| 事業費補助   | 個人や団体等が行う事業に対して補助または交付するもの                      |
| 団体運営費補助 | 団体等の運営に必要な基礎的経費を補助、負担または交付するもの                  |
| 建設事業費補助 | 施設等の建設や修繕、改修等に対して補助または交付するもの                    |
| 利子補給等補助 | 住民や企業等の借入金等に係る利子に対して補助するもの                      |
| 負担金     | 法令、協定、規約、構成団体間の合意等に基づき、町が事業費または団体運営費等を応分に負担するもの |
| その他特定補助 | 上記以外のもので、町の施策として補助、負担または交付するもの                  |

### (4) 見直し対象

見直し対象は、法令や国・県の制度に基づくものを含め、原則としてすべての補助金等とする。

ただし、法令等により町の支出義務が明確に定められているものについては、制度そのものの廃止または縮減を町単独で判断することはできないため、町独自の上乗せ部分、任意負担部分、負担割合、事務負担、制度の活用状況、効果等を中心に見直しを行う。

また、例外的に見直し対象外または見直し困難とする場合は、その理由を明確にする。

---

## 3 補助金等の見直しの流れ

補助金等の見直しは、次の手順により実施するものとする。

### (1) 所管課による検証

所管課は、「補助金等検証シート」を作成し、本指針に基づく評価を行う。

検証に当たっては、補助金、負担金、交付金の性質に応じ、必要性、公益性、公平性、有効性、効率性、適格性等を確認する。

### (2) 庁内調整

所管課による検証結果について、財政担当等において内容を確認し、必要に応じてヒアリング、資料提出等の調整を行う。

### (3) 方針決定

各補助金等の見直し内容は、庁議において決定し、町としての方針とする。

### (4) 予算への反映

見直し結果を踏まえ、予算編成に反映する。

#### (5) 公表

見直し結果は、個人情報、法人等の正当な利益、審議過程に関する情報等に配慮した上で、町ホームページ等により可能な範囲で公表する。

#### (6) 継続的見直し

社会情勢の変化、住民ニーズ、財政状況等に対応するため、原則として全件一斉見直しを4年ごとに定期実施する。なお、終期が設定されている補助金及び交付金については、当該終期到来時に個別に見直しを行い、全件一斉見直しはこれらを含めた総点検として実施する。

---

### 4 補助金等の交付・支出における基本的視点

補助金等の適否は、次の4つの視点から総合的に判断する。

#### (1) 必要性（公益性）

町が公金を支出する必要があるか、公益上の必要性があるかを確認する

- ・ 町の政策目的(総合計画、総合戦略等)に合致しているか
- ・ 社会情勢や住民ニーズに適合しているか
- ・ 町が補助すべき事業であるか
- ・ 実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか

#### (2) 公平性(透明性)

補助金等の交付または支出が、公平で透明な手続きに基づいているかを確認する

- ・ 広く申請機会が確保されているか
- ・ 交付決定が透明な手続きに基づいているか

#### (3) 有効性（効率性）

補助金等の交付または支出に見合う成果があるか、より効果的・効率的な手法がないかを確認する

- ・ 費用対効果が認められるか
- ・ 補助金の交付が代替手段と比較して妥当か
- ・ 町による直接執行、委託、制度統合等の方が適当ではないか
- ・ 交付金については、交付目的に対して十分な成果が得られているか
- ・ 負担金については、負担額に見合う町への効果または便益があるか

#### (4) 適格性（妥当性）

交付先や支出先の対象経費、使途、会計処理、負担額等が適正であるかを確認する

- ・ 事業実施の効果が広く住民に還元されているか
- ・ 補助対象経費、交付金の使途または負担金の算定根拠が適正か

- ・ 団体の運営(会計処理、補助金の使途)が適切か
- ・ 法令、要綱、協定、規約等に基づき適正に執行されているか
- ・ 補助金等に過度に依存していないか
- ・ 繰越金、積立金、会費収入、事業収入等から見て、町の支援を継続する必要があるか
- ・ 負担金については、町が引き続き加入または参画することが妥当か
- ・ 補助金、交付金については、使途、精算、実績報告、繰越金の取扱いが適正か

## 5 補助金等の見直し基準

補助金等の見直しに当たっては、次の基準に基づき検証を行う。

なお、補助金等は、その名称や性質により適用すべき基準が異なるため、各見直し基準は当該補助金等の性質に応じて適用するものとする。特に、負担金については、補助対象経費や補助率ではなく、負担義務の有無、負担割合、算定根拠、町への効果、加入または参画の必要性等を中心に検証する。

### (1) 終期の設定（サンセット方式）

- ① 補助金及び交付金については、長期化・固定化を防ぐため、原則として3年以内の終期を設定する。終期が到来したものは、実績、成果、公益性、必要性等を検証し、継続、見直し又は廃止等を判断する。
- ② 負担金については、法令、協定、規約等に基づくものがあり、終期の設定になじまない場合があるため、原則として継続的見直しに合わせて町が加入、参画又は負担を継続する必要性、負担割合、算定根拠、町への効果等を検証する。
- ③ 国、県等の制度に協調する補助金等については、当該制度の終了をもって町の制度又は支出も終了することを基本とする。町単独事業として継続する場合は、その必要性、効果及び財政負担等を明確にする。
- ④ 終期又は見直し時期の到来前であっても、次のいずれかに該当すると認められる場合は、随時検証し見直しを行う。
  - ア 目的の達成、公益性・必要性が低下したもの
  - イ 交付先又は支出先の自立(効果の低下)が認められたもの
  - ウ 使途又は算定根拠が不明確、他に類似・重複している事業があるもの
  - エ 支出方法の見直しの必要性等が認められたもの
- ⑤ 法令等により町の支出義務が明確な補助金等については、制度そのものの廃止又は縮減を町単独で判断することはできないため、町独自の上乗せ部分、任意負担部分、負担割合、算定根拠、制度の活用状況、効果等を中心に検証する。

### (2) 運営費補助の見直し

団体の運営費に対する補助は、原則として事業費補助への転換を検討する。  
やむを得ず継続する場合は、段階的な縮減や自立に向けた取組を促す。

### (3) 支出方法の見直し

補助金等による支出が適当でない場合、または他の手法により行政目的をより効果的・効率的に達成できる場合には、町による直接執行、委託、指定管理、その他適切な支出方法への転換を検討する。

特に、次のような場合は支出方法の見直しを検討する。

- ・ 町が直接実施すべき業務を補助金等で実施している場合
- ・ 実質的に役務の提供を受けているにもかかわらず、委託ではなく補助金等として支出している場合
- ・ 交付金として包括的に支出しているが、実質的には特定事業への補助である場合
- ・ 負担金として支出しているが、負担割合や算定根拠が不明確な場合
- ・ 類似する制度が複数存在し、統合した方が効果的な場合

#### (4) 補助対象経費の明確化

①補助金及び交付金については、対象経費または使途を明確にし、補助対象事業または交付目的の達成に必要な経費に限るものとする。また、補助金等の交付の趣旨に照らして、直接公益的な事業に結び付かないと判断される経費については、可能な限り補助対象経費から除外するよう見直しを行う。

負担金については、負担額の算定根拠、負担割合、対象事業費、構成団体間の負担ルール等を明確にする。

##### 【補助対象外経費として扱う経費の例】

- ア 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、上部団体・加盟団体等への会費・負担金等のうち、補助事業の実施に直接必要とは認められないもの
- イ 町の規定から著しく逸脱した報酬、賃金、報償費、旅費
- ウ 慰安・親睦的な要素の強い研修旅行に伴う経費
- エ 交付先団体の団体運営費補助に係る備品購入費など団体の資産形成に伴う経費
- オ 交付決定前または補助対象事業終了後に発注・購入・契約等を行ったものに係る経費
- カ その他、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

②経済的支援、児童育成や教育支援等の扶助費的な補助金のうち、補助対象経費を区分できない場合は、対象者1人当たり、1世帯当たり、1件当たりなど、支給単位ごとの定額又は支給額の算定基準を明確に定めるものとする。

#### (5) 補助率・補助額・交付額・負担額の適正化

①補助率または補助額の設定は、補助先と町との役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他市町村の類似補助金との比較、補助先の財務状況等を勘案し、住民の理解を得られる適切かつ妥当な水準とする。

②補助率については、補助事業の実施主体は補助先であることや官民の役割分担の観点から、原則、補助対象経費の2分の1以内とする。

ただし、法令等により設置されている団体、公共的団体その他町が公益上その活動が必要であると認める団体に対する補助等、政策的な理由により2分の1を超える補助率を設定する場合は、その理由を明確にする。

③法令や国の基準等に定められた町の負担義務を超える加算（補助率の上乗せや補助対象範囲の

拡大)は、やむを得ない事情がない限り、廃止を前提とした検討を行う。

(6) 補助効果等の検証

- ①可能な限り成果指標(KPI)を設定し、効果の把握に努めるものとする。
- ②補助金等の効果を検証し、客観的な評価をすることで補助内容を見直し、さらに効果を上げることができないか検討する。
- ③交付金については、交付目的に照らし、実施事業、成果、決算、繰越金、未執行額等を確認する。
- ④負担金については、負担金の支出により町が得ている効果、便益、情報、連携、事業成果等を確認する。

(7) 団体の財務状況の把握

- ①補助金等の交付先又は支出先となる団体の財務状況を把握し、自立可能と認められる場合は、補助金等の見直しを検討する。
- ②団体等の決算において、繰越金の額が補助額、交付額又は負担額を超えている場合は、その用途、発生理由及び今後の活用計画を確認し、合理的な理由が認められない場合又は補助金等の目的と合致しない場合は、補助額等の調整を検討する。

(8) 整理・統合

- ①類似・重複する補助金等については、整理統合を検討する。
- ②類似する補助金等が交付先団体に対する二重補助になっていないかを検査・確認するとともに、事務の簡素化の視点からも整理統合を図る。

(9) 透明性の確保

補助金等の内容や評価結果については、可能な範囲で公表し、透明性の確保に努める。

(10) 経過措置・激変緩和

補助金等の見直しにより大幅な減額や廃止を行う場合には、事業の継続性に配慮し、必要に応じて一定期間の経過措置を講じることができる。

(11) 負担金の見直し

負担金については、法令、協定、規約、構成団体間の合意等に基づく支出であるかを確認するとともに、町が負担する必要性、負担割合、算定根拠、事業効果、住民への還元、加入または参画の必要性を検証する。

任意加入団体等に対する負担金について、活動実績が乏しい場合、町への効果が明確でない場合、または負担額に見合う便益が確認できない場合は、脱退または負担額の縮減を検討する。

(12) 新設又は拡充する補助金等の取扱い

新たに補助金等を創設し、又は既存の補助金等を拡充する場合は、補助金等の長期化・固定化を防止するため、目的、対象者、対象経費又は使途、補助率又は補助額、負担割合又は算定根拠、成果指標、終期等を明確にするものとする。

また、既存の補助金等との重複、代替手段の有無、町の財政負担、事業効果等を確認し、本指

針の基本的視点に基づき必要性及び妥当性を検証するものとする。

※各項目において例外とする場合は理由を明確にし、必要に応じて公表する。

---

## 6 その他

本指針に基づく見直しは、単なる経費削減を目的とするものではなく、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの質の向上と持続可能な財政運営の両立を図るために行うものである。

各所管課においては、本指針の趣旨を踏まえ、主体的かつ継続的に補助金等の見直しに取り組むこととする。